

初版はしがき

消費者運動や公害紛争に象徴されるように、市民の権利意識は定着しつつある。おそらく今日ほど、法が市民のためのものとして身近に感じられる時代はなかったであろう。そうした市民をめぐる紛争の処理には、むき出しの実力や前近代的な義理人情による解決ではなく、法による合理的解決が強く要請されているのである。いまや、法知識を専門家だけの独占にゆだねることは許されなくなった。法学生ばかりでなく、公務員、サラリーマン、その他一般社会人にとっても、職業上、生活上、法律知識を深める必要がますます高まっている。

本来、法は市民の利益を守るためのものであり、それがどのような内容のものであるかがだれにでも容易には握でき、理解できるものでなければならないはずである。しかるに、法律や法学の現状は、いぜんとして、市民一般はおろか、専門家にとってすら難解なものが少なくないありさまであり、しかも、法学者や法曹実務家自身には、なお、法律知識を広く市民のものとしていくための努力に欠けるうらみさえ感じられる。

本書は、こうした認識に立って、法学上の専門用語や論点について、学術的水準を落とすことなしに、しかも、できるだけわかりやすいように、簡明で、具体的な叙述を試みたほか、法制度の根本となる重要項目を選んで掘り下げた解説をしたり、説明見出し、図表等をそう入したりして、立体的な理解を得られるように工夫した。選んだ項目は6500に及んでいるが、現行の法律を理解する上で欠くことのできない基礎的な事項を網羅し、法学生や実務家、受験者にとって必要かつ十分な程度に広く法の各分野に及んでいるばかりでなく、その中には、複雑な現代の社会が産み出している新しい法律上の問題、特に現に形成されつつある法律関係、権利概念などについても、できるかぎり多く取り上げて、問題の所在や考え方の方向を説明し、現代に生きる市民の法律常識として役だつことを心がけたつもりである。

本書がハンディーで網羅的、かつ、アップ・ツー・デートな法学辞典として、小六法とともに広く愛用され、法学学習の座右の書として、また、市民の法知識の水準を高め、法に対する関心と、法を市民自身のものであるとする意識とを強めることに役だつならば、われわれの望外の喜びである。

昭和47年1月15日

編集代表 藤 木 英 雄
金 子 宏
新 堂 幸 司